

第  
4571  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 9月18日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 貸倒引当金の改正

**Q**：貸倒引当金の取扱いが改正されたようですが、どのようになったのですか？

**A**：引当金を損金に算入できる法人が限定されるとともに、一定の金銭債権を有する法人については繰入対象となる債権が限定されました。

### 【解説】

平成23年12月の税制改正で貸倒引当金の取扱いが改正され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

内容は次のとおりです。

### ① 損金算入できる法人が限定された

貸倒引当金の繰入が認められる法人が、中小法人、銀行・保険会社等及び一定の金銭債権を有する法人に限定されました。中小法人とは、資本金等が1億円以下の法人（大法人と完全支配関係がある法人、その他一定の法人を除く）、公益法人等又は協同組合等、人格のない法人等をいいます。

### ② 繰入対象となる債権が限定

一定の金銭債権を有する法人については繰入対象となる債権が限定されました。一定の金銭債権を有する法人とは、次のような法人です。

- イ.リース業者
- ロ.金融商品取引業者
- ハ.質屋
- ニ.貸金業者
- ホ.信用保証業者

